

令和5年第5回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和5年5月24日（水）午前10時00から

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員（8人）

会長	4番	小川 進
委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	7番	小笠原 章仁
	8番	三谷 晴喜
	9番	上池 如夫
	10番	酒井 笑子

4. 欠席委員（1人）

9番 上池 如夫

5. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第10号農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第11号農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第12号農地法第3条の規定による許可申請について

第5 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について

第6 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長 永野 尊教

書記 都築 利弥

7. 会 議

〔議長〕

（出席委員の皆様がおそろいですので）ただいまより令和5年第5回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

（欠席の連絡がありましたのは、9番上池 如夫委員の1名です。）

出席委員は、9名中8名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定

足数、委員の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

日程に入る前に前回の第4回で質問のありました件について事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

議案第8号、3条申請で物件表示内の田と墓地という表示について、これは一緒に買うのかという質問でしたが、本人に確認したところ登記上含まれているため、購入するとのことです。

次に議案第9号、3条申請書の書類の記載で、住居地から耕作地への通作距離及び所要時間についてですが、勤務先からとなっておりましたので、住居地からの数字に修正していただきました。

最後に、お手元の1枚カラー印刷の大豊町農業委員会委員名簿をご覧ください。

前回の総会で承認いただいた、小笠原正委員の辞職に伴う担当区域について、委員相互で調整をお願いしたいということでしたが、事務局の方で位置関係を考慮しながら割り振りの案を作成いたしました。資料の色付きの部分の赤字で書いている分が新たに割り振りさせていただいた区域になります。

追加させていただいた委員さんは1番原委員、3番宮川委員、4番小川会長の御3名です。今回の総会終了後からこの体制で実施していきたいのですが、よろしくお願いします。

〔議長〕

事務局より報告のありました件については、質疑はありませんか。

（発言なし）

発言がないようですので、担当区域の割り振りについて事務局から案の説明がありましたが、この件について、質疑のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

発言がないようですので、担当区域の割り振りについて事務局からの案に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

挙手全員（挙手多数）ですので、事務局案は承認されました。3人の委員さんにおかれましては、担当区域が増えますがよろしくお願いいたします。

それでは、日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、1番 原亜由美委員、2番 信高昭男委員のご両名をお願いいたします。

次に日程第2、議案第10号について事務局より説明をお願いします。

事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、1ページ目をご覧ください。議案第10号については、農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町 [REDACTED] 他4筆で、申請理由は売買です。登記地目は畑で、現況地目は休耕畑となっており、面積は、1498㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。

5月12日に譲受人立会いのもと三谷晴喜委員と事務局永野で現地を確認して参りました。

お手元の資料20ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、6ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが、譲受人はすでに申請地の管理に従事しており、また申請地の隣の地区長も務めており、周囲の農地管理についても弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について、支障は生じないものと考えられます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり5月12日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第10号について、担当委員より説明を求めます。8番三谷晴喜委員。

〔三谷晴喜委員〕

はい、8番三谷晴喜です。

先ほど事務局の説明にもありましたが、申請者はすでに申請地の管理を行っており、善良な管理が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題ないと判断しました。また、農地法第3条2項各号に該当しないとの事務局意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第10号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第10号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に、日程第3議案第11号について、事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

はい21ページをご覧ください。議案第11号については、農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町■■■■■■■■■■他10筆で、申請理由は売買です。登記地目は畑で、現況地目は休耕畑となっており、面積は1,467㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。

5月16日に譲受人の代理人立会いのもと、小川会長と事務局永野、都築で現地を確

認して参りました。

お手元の資料48ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、29ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが譲受人は申請地付近ですでに農業を行っており、周囲の農地管理についても弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について、支障は生じないものと考えられます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり5月16日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第11号について、私が担当になっておりますので、説明いたします。

先ほど事務局の説明にもありましたが、譲受人は申請地付近にてすでに農業をしており、周囲の農地管理についても弊害などが発生することはないと思われ、そのため善良な管理が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条第2項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明のありました議案第11号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第11号について、原案の通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。
次に日程第4議案第12号について事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

はい、49ページをご覧ください。議案第12号については、農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町[REDACTED]他4筆で、申請理由は売買です。登記地目は畑で、現況地目は畑となっており、面積は3,110㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。

5月12日に譲受人立会いのもと、酒井委員と事務局永野、都築で現地を確認して参りました。

お手元の資料70ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、55ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが、すでに申請地の管理に従事しており、周囲の農地管理についても弊害が発生することはないと思われ、地域調和について、支障は生じないものと考えられます。その件に関しての現地調査についても、先に述べた通り、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第12号について担当委員より説明を求めます。10番酒井笑子委員。

〔酒井笑子委員〕

はい、10番酒井笑子です。

先ほど事務局の説明にもありましたが、申請者は最近申請地の管理を行っており、善良な管理が見込まれることから、現地確認を行った際にも問題ないと判断しましたまた、農地法第3条2項各号に該当しないとの事務局意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それではこれより、質疑に入ります。ただいま説明のありました議案第12号について、発言のある方は挙手をお願いします。

〔小笠原委員〕

55ページの耕作計画で3,110㎡となっているが、農機具の保有状況のこれだけでやっていけるのかどうか。

〔事務局〕

ここに書いているのは、申請地が荒れていましたので、整備するために草刈り機とチェーンソーと書いているだけであり、現在の職を退職後、機械を買い揃えていく予定です。

他にないでしょうか。

ないようですので、採決いたします。議案第12号について、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第5、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、

大豊町長より諮問されておりますので、議題といたします。本案件につきましては、10番酒井笑子委員が当事者の配偶者となっております。大豊町農業委員会会議規則第26条の議事参与の制限については、「委員は、自己又は同居の親族もしくは配偶者に関する事項について、その議事に参与することができない。この場合、議長は当該委員に対し退場を求めることができる。」となっておりますので、本案件につきましては、10番酒井笑子委員に一度ご退場していただき、案件の審議が完了後、正会に復帰いただくこととしたいと思います。皆様これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

それでは、10番酒井笑子委員におかれましては、審議終了後呼びするまでご退場をお願いいたします。

（10番酒井笑子委員退場）

それでは審議に入ります。事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料の71ページから72ページをご覧ください。利用権設定の種類については賃貸借であり、新規設定となっております。借受人、貸付人、詳細は利用権設定申出書及び利用権設定関係にてご確認ください。農業経営基盤強化促進法ですが、令和4年に法改正があり無くなりましたが、2年間の経過措置があるため、今まで通り説明します。詳しいことはその他の件で渡部より説明があります。それでは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件について説明いたします。

まず、第1号の基本構想との合致ですが、借受人は継続的に農業経営を行い、また周辺農家との連携を前提として利用権設定を行っており、本町の基本構想に合致しているものと考えます。

続いて第2号ですが、借受人は常時耕作を行っており、同号のイ及びロに掲げる要件を満たしております。

第3号につきましても、同号のイにあります地域の農業者との適切な役割分担により継続的かつ安定的に農業経営を行っております。

第4号についても、当該農地は貸付人の所有地であるため問題ありません。

以上、農業経営基盤促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、諮問案のとおり決定して問題ないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

発言がないようですので、採決いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、諮問案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(退場している10番酒井笑子委員を除く全員挙手)

挙手全員ですので、諮問案のとおり許可することといたします。

それでは10番酒井笑子委員を正会に復帰させます。

(事務局が10番酒井笑子委員を呼びに行き、正会に復帰)

次に、日程第6 その他の件について、事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

今年度も農業者年金加入推進部長を決めなければならないのですが、どなたか立候補される方はいないでしょうか。

〔事務局長〕

どなたかいらないでしょうか。

〔各委員〕

どんなことをするのか。

〔事務局長〕

あった人に農業者年金に入られていますか。など声がけをしていただいたり、会もあるのでご都合のつく限り参加していただければと思います。

(酒井委員挙手)

〔酒井委員〕

ではやってみます。

〔事務局長・会長〕

よろしくお願いします。

〔事務局書記〕

では、今年度の加入推進部長は酒井委員にお願いしたいと思います。

酒井委員よろしくお願いします。

次に、その他に関して事務局よりお願いします。

〔事務局書記〕

はい、次回6月総会の日程については、6月28日(水) 10時からを予定しております。

よろしくお願いします。

〔議長〕

その他、何かございませんか。

それでは以上をもちまして、令和5年第5回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。

おつかれさまでした。

